

2030さいたま
輝く未来と希望のまちプラン

さいたま市総合振興計画 基本計画

実施計画

2021

令和3年度



2025

令和7年度

令和6（2024）年度改定版

令和6年12月

さいたま市

さいたま市総合振興計画基本計画

実施計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

～ 令和6（2024）年度改定版 ～

目次

第1編 実施計画の策定に当たって	1
第1章 目的と期間.....	2
第2章 策定の視点.....	6
1 新型コロナウイルス感染症への対応.....	6
2 持続可能な開発目標（SDGs）の位置付け.....	9
第3章 計画の構成.....	11
第2編 進行管理	13
第1章 基本的な考え方.....	14
1 PDCAサイクルに基づく進行管理等.....	14
2 進行管理のための指標.....	15
3 指標設定の考え方.....	15
第2章 進行管理の進め方.....	17
1 進行管理の全体概要.....	17
2 評価方法.....	17
3 計画の見直しと新たな実施計画の策定.....	18
第3編 重点戦略事業	19
第1章 重点戦略の基本的な考え方.....	20
重点戦略1.....	23
重点戦略2.....	45

第4編 実施計画事業.....61

I 各分野の施策と事業.....65

事業一覧.....66

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生.....76

第2章 環境.....94

第3章 健康・スポーツ120

第4章 教育138

第5章 生活安全172

第6章 福祉184

第7章 子ども・子育て206

第8章 文化224

第9章 都市インフラ238

第10章 防災・消防.....286

第11章 経済・産業.....306

II 質の高い都市経営の実現333

事業一覧334

第1章 市民協働・公民連携336

第2章 高品質経営市役所350

資料編..... 391

1 各分野に関連する行政計画一覧表392

I 各分野392

II 質の高い都市経営の実現396

用語解説..... 397

本計画書中に頻出する専門用語や分かりづらい用語については、巻末に五十音順に解説を付してまとめてありますので、本編と併せて御参照ください。

第 1 編

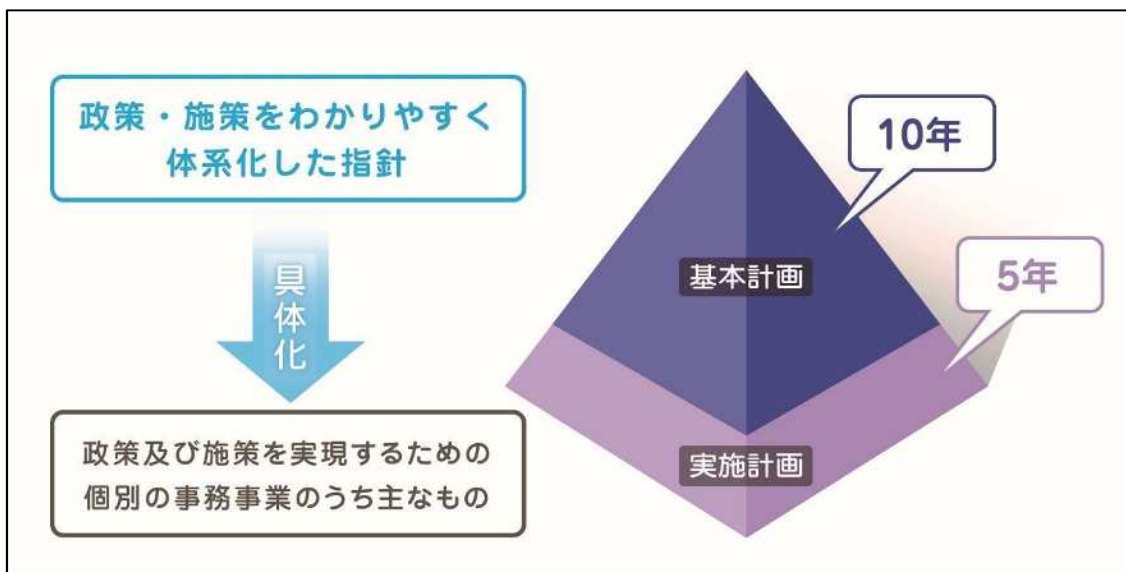
実施計画の策定に当たって

第1章 目的と期間

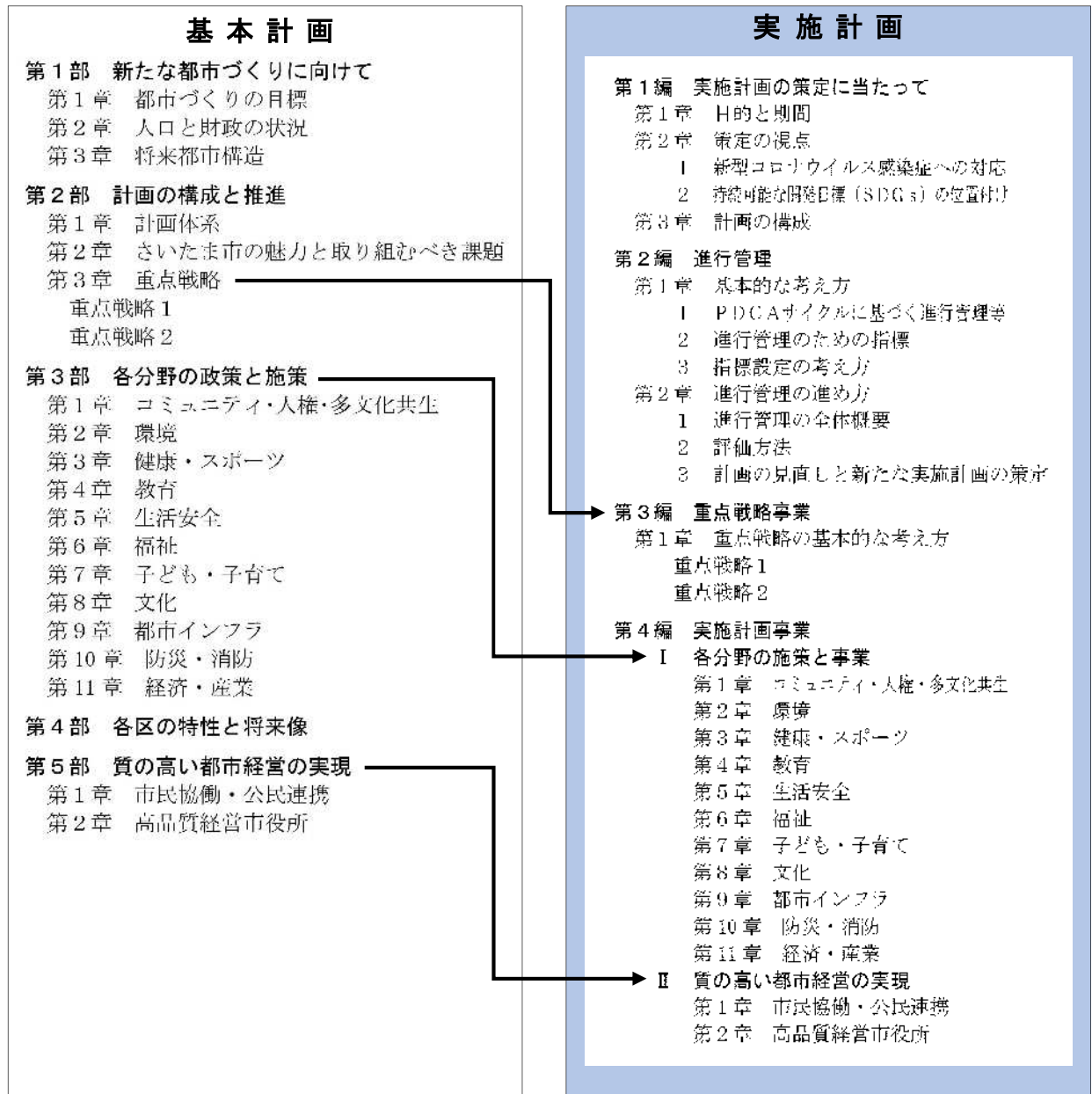
ここに策定する総合振興計画基本計画実施計画（以下「実施計画」という。）は、総合振興計画基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度、以下「基本計画」という。）に定められた政策及び施策を実現するための個別の事業を定めるとともに、それらの事業内容、目標指標などを明らかにすることで効果的・効率的に総合振興計画を推進していくことを目的としています。

計画期間は、基本計画10年間のうちの5年間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）とします。

■総合振興計画の構造図（基本計画から）



■基本計画と実施計画の関係





将来都市像

上質な生活都市

達成

第4部

各区の特性と将来像

地域の特性を生かした、まちづくりの取組の方向性



連携

第3部

各分野の政策と施策

- 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生
- 第2章 環境
- 第3章 健康・スポーツ
- 第4章 教育
- 第5章 生活安全
- 第6章 福祉
- 第7章 子ども・子育て
- 第8章 文化
- 第9章 都市インフラ
- 第10章 防災・消防
- 第11章 経済・産業

施策の効果的・効率的な推進を下支え

第5部

質の高い都市経営の実現

- 第1章 市民協働・公民連携
 - 第1節 多様な主体とともに進めるまちづくり
- 第2章 高品質経営市役所
 - 第1節 市民に信頼される開かれた市政運営
 - 第2節 健全財政の維持
 - 第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備
 - 第4節 ICTやデータを活用した新しい時代の行政運営
 - 第5節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市経営の実現
 - 第6節 さいたま市の長を生かした都市イメージの向上

東日本の中核都市

に貢献

各分野から
将来都市像の実現に
大きく貢献する事業を重点化

重点戦略 (まち・ひと・しごと創生総合戦略)

横断的
視点 (1) SDGsの達成に向けた取組の推進
ソサエティ
(2) Society5.0の実現

重点戦略 1

「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略

戦術1 先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造

戦術2 一人ひとりが“健幸”を実感できるスマートウエルネスシティの創造

戦術3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造

戦術4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造

戦術5 ヒト・モノ・情報を呼び込み、東日本の未来を創る対流拠点都市の創造

重点戦略 2

未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略

戦術1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり

戦術2 激動する新時代に「未来技術」で躍動する地域産業づくり

戦術3 災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり

戦術4 環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現

戦術5 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

具体化

具体化

実施計画

第3部「各分野の政策と施策」及び
第5部「質の高い都市経営」を具体化する個別の事業群

第2章 策定の視点

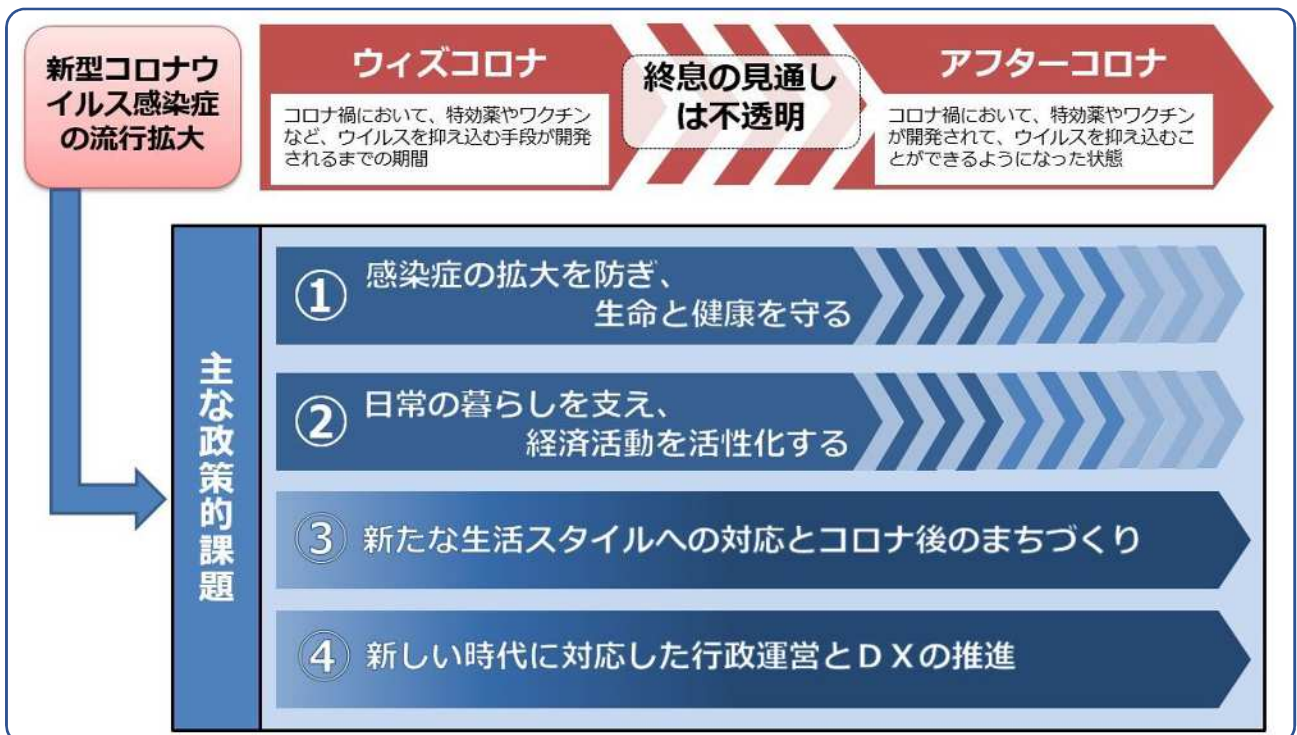
1 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月に緊急事態宣言が解除されて以降も、国内外で予断を許さない状況が続いており、その影響は社会経済の広範囲に及び、人々の生活様式や意識に大きな変容をもたらしています。

実施計画では、基本計画を踏まえ、各分野のあらゆる領域において、感染拡大防止と経済活動の両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症へ備えるとともに、アフターコロナにおける新たな生活スタイルや人々の意識の変化に対応するため、事態の推移に即した柔軟かつ的確な事業展開に取り組みます。

また、感染の再拡大等の危急の事態が発生した場合には、実施計画上の位置付けの有無にかかわらず、臨機応変に必要な措置を講じていくこととします。

■新型コロナウイルス感染症を踏まえた取組の視点



※いわゆる3密対策や消毒・マスクの着用などの感染防止のための基本的な措置及び一時的な実施方法の変更等（イベントの一時的なオンライン開催等で感染症終息後には従前の手法に復帰する見込みのもの）については、記載の有無にかかわらず、全ての事業において適切に取り組みます。

■ 主な新型コロナウイルス感染症関連事業の位置付け

① 感染症の拡大を防ぎ、生命と健康を守る

【各分野における政策的課題】

- 感染症拡大の防止
- 医療提供体制の確保等
- 危機管理体制の確保

i 感染症拡大防止と医療提供体制の確保等

- 地域医療体制の充実.....P205
- 感染症対策の充実.....P205
- 危機管理体制の確保.....P298

- 安定した福祉サービスなどの提供
- コロナ禍における大規模（複合）災害への対応

ii 社会生活に不可欠な活動の維持

- 介護サービス基盤の整備.....P189
- 障害者福祉施設等の拡充.....P195
- 保育需要の受け皿及び保育人材の確保.....P214
- 児童虐待対策の充実.....P221
- 地域と共に取り組む防災対策の推進.....P297
- 帰宅困難者への支援体制の構築.....P297
- 自主防災組織の育成支援.....P298
- 防災訓練を通じた災害対応力の更なる強化..P299
- 先進技術を活用した消防体制の強化.....P303

② 日常の暮らしを支え、経済活動を活性化

【各分野における政策的課題】

- 増加が見込まれる生活（住宅）困窮者や自殺者等への対応
- 感染症に起因する差別や偏見、虐待、消費者トラブルなどへの対応
- 雇用情勢への影響

i 日常生活の下支え

- DV防止及び被害者の自立支援.....P 85
- 男女共同参画の推進.....P 87
- メンタルヘルスの推進.....P127
- 生徒指導・教育相談の推進.....P149
- 消費生活相談の充実.....P181
- 生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援...P201
- 住宅セーフティネット機能の推進.....P272
- 就労支援の充実.....P322

- 東日本連携・企業立地への影響
- 中小企業等の事業活動への影響

ii 地域経済の再生・活性化

- 東日本連携の推進による地域経済活性化.....P309
- 研究開発型ものづくり企業の競争力強化.....P313
- 国内外事業展開支援の強化.....P313
- 産学連携等によるイノベーション創出の支援..P314
- 企業立地の促進.....P315
- 中小企業の生産性・付加価値向上を通じた成長促進支援.....P317
- 制度融資による市内事業者への金融支援.....P317
- 創業・副業・テレワーク支援による新たな産業の創出.....P318
- 地域の特色を生かした商業活性化.....P325
- 地場産農産物の流通・消費拡大.....P330

③ 新たな生活スタイルへの対応とコロナ後のまちづくり

【各分野における政策的課題】

- 新たな生活スタイルに対応した教育活動の実現
- ごみ削減・環境美化に対する意識の高まり
- 新たな生活スタイルに対応したスポーツ・文化芸術活動の推進
- 安全・安心なスポーツ・文化芸術活動の環境整備

- 緑や公園などオープンスペースに対するニーズの高まり
- グリーンリカバリーの視点を踏まえた地球温暖化対策の推進
- 観光・MICEへの影響
- 新しい生活様式の普及に伴う交通需要の変化

i 新たな生活スタイルへの対応

- 市民・事業者との連携による省エネ・創エネ化の促進.....P 97
- 食品ロス削減・プラスチックごみ削減等の推進.....P103
- 3R活動の普及促進.....P103
- 環境美化の推進.....P118
- ランニングイベントの開催.....P132
- スポーツ施設の整備・改修.....P137
- ICTを活用した学びの改革.....P142
- 子どもの体力向上の推進.....P152
- さいたま市生涯学習コンテンツの推進.....P159
- 岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興・発信.....P227
- 未来に向けた盆栽文化の継承・発展.....P227
- 市民による文化芸術活動の支援の充実.....P231
- 各文化施設の特性を活かした文化芸術の鑑賞機会の充実.....P232

ii コロナ後を見据えたまちの活力創出

- ゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築.....P 98
- E-KIZUNA Projectの推進.....P 99
- 指定緑地等の保全・整備.....P111
- 見沼田圃の保全と新たな活用・創造の推進....P115
- スマートシティに向けたモビリティサービスの充実.....P249
- 大宮駅周辺まちなかウォークアブルの推進.....P255
- 身近な公園の整備推進.....P262
- 身近な公共交通の充実.....P276
- 自転車利用環境の向上.....P278
- 地域資源を生かした観光の振興.....P327
- MICEの更なる推進.....P327

④ 新しい時代に対応した行政運営とDXの推進

【各分野における政策的課題】

- ニーズに応じた情報発信
- 働きやすさと業務継続の確保
- 行政のデジタル化の更なる推進
- 健全財政の維持

- 市民に分かりやすい情報発信.....P353
- 区役所窓口総合サービスの向上.....P357
- 事務事業の見直しによる健全財政の維持...P362
- ふるさと応援寄附の充実と地方創生応援税制の活用.....P366
- 働き方見直しミーティングの推進.....P375
- 働きやすい職場環境整備の推進.....P379
- 窓口手続のオンライン化拡充.....P381
- さいたまシティスタートの推進.....P381
- 情報システムの最適化.....P382
- ICTを活用できる人材の育成.....P382
- 効果的なシティセールスの展開.....P389

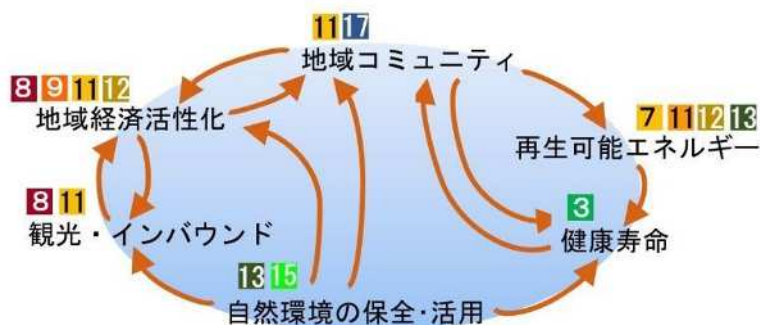
2 持続可能な開発目標（SDGs）の位置付け

基本計画では、第3部「各分野の政策と施策」の政策ごとに特に関連の深いと思われるSDGsを明記し、各分野において達成に向けて貢献していくゴールを可視化しています。また、「重点戦略」にも国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げる統合的な課題解決の理念を取り込むことで、取組全体の最適化や課題解決を加速化させ、SDGsの達成に向けた取組を推進することとしています。

実施計画においても、重点戦略事業のみにとどまらず、全ての掲載事業の推進に当たって、常にSDGsを意識して事業を展開することで、各分野で解決を目指す課題とその他の分野の課題との相互関連性、取組の相乗効果、波及効果、悪影響等を考慮して全体最適の視点から様々な課題の統合的解決を目指していきます。

■ 課題同士の相互関連性のイメージ

（重点戦略における戦略1 戦術1「先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造」の例）



■ 持続可能な世界を実現するための17のゴール



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。



2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも
経済成長も

8 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

9 産業と技術革新の基盤 をつくろう

強じんなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。



10 人や国の不平等
をなくそう

10 人や国の不平等をなく そう

国内及び国家間の格差を是定する。



11 住み続けられる
まちづくりを

11 住み続けられるまちづ くりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強じんかつ持続可能にする。



12 つくる責任
つかう責任

12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する。



13 気候変動に
具体的な対策を

13 気候変動に具体的な対 策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



14 海の豊かさを
守ろう

14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさも
守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。



16 平和と公正を
すべての人に

16 平和と公正をすべての 人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

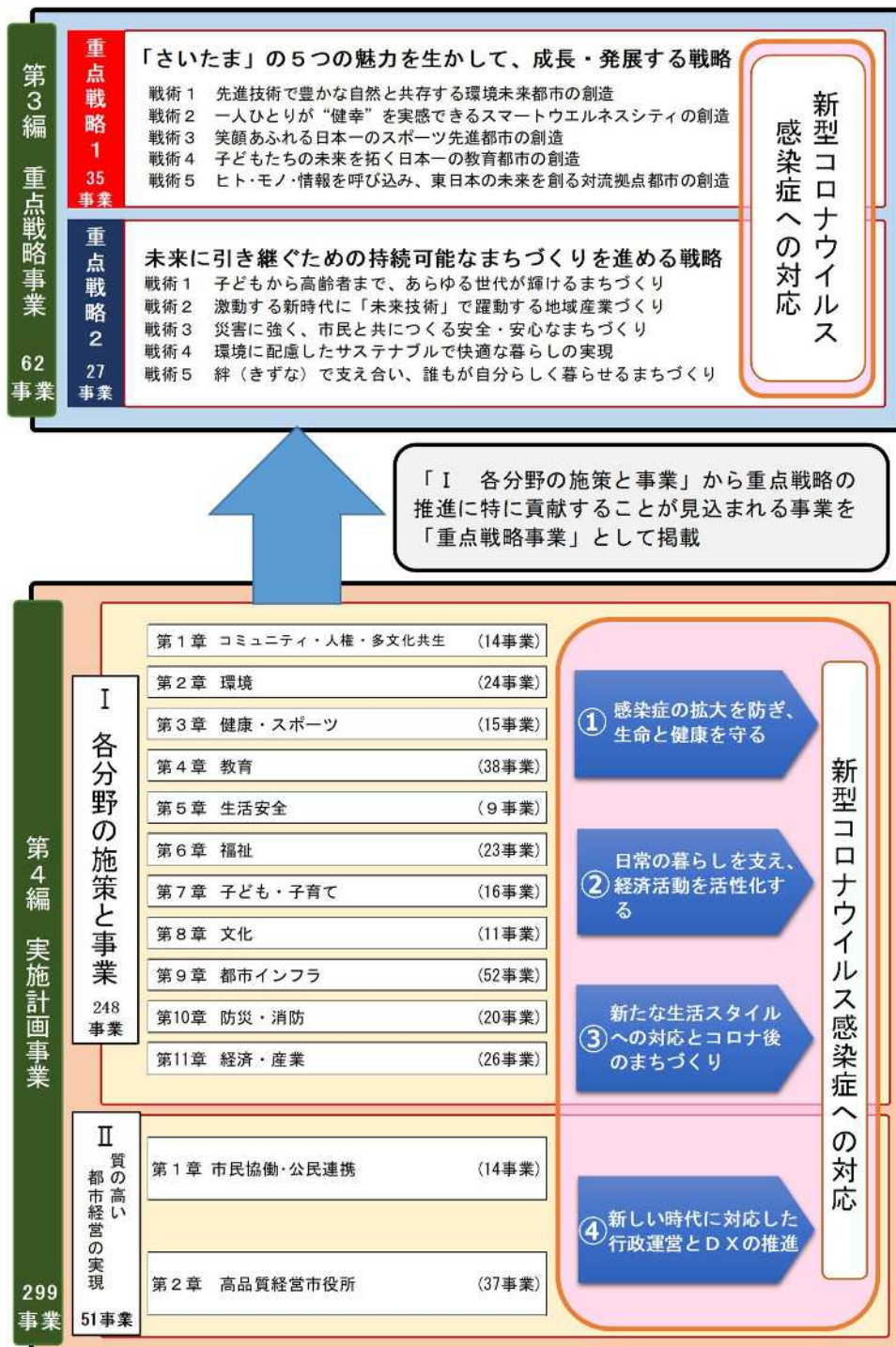
17 パートナーシップで目 標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3章 計画の構成

実施計画は、「第1編 実施計画の策定に当たって」及び「第2編 進行管理」の考え方を踏まえ、個別の事務事業を「第3編 重点戦略事業」及び「第4編 実施計画事業」に掲載しています。また、「第3編 重点戦略事業」と「第4編 実施計画事業」の関係については、次のとおりです。

■ 「第3編 重点戦略事業」と「第4編 実施計画事業」の関係図



第 2 編

進行管理

第1章 基本的な考え方

1 PDCAサイクルに基づく進行管理等

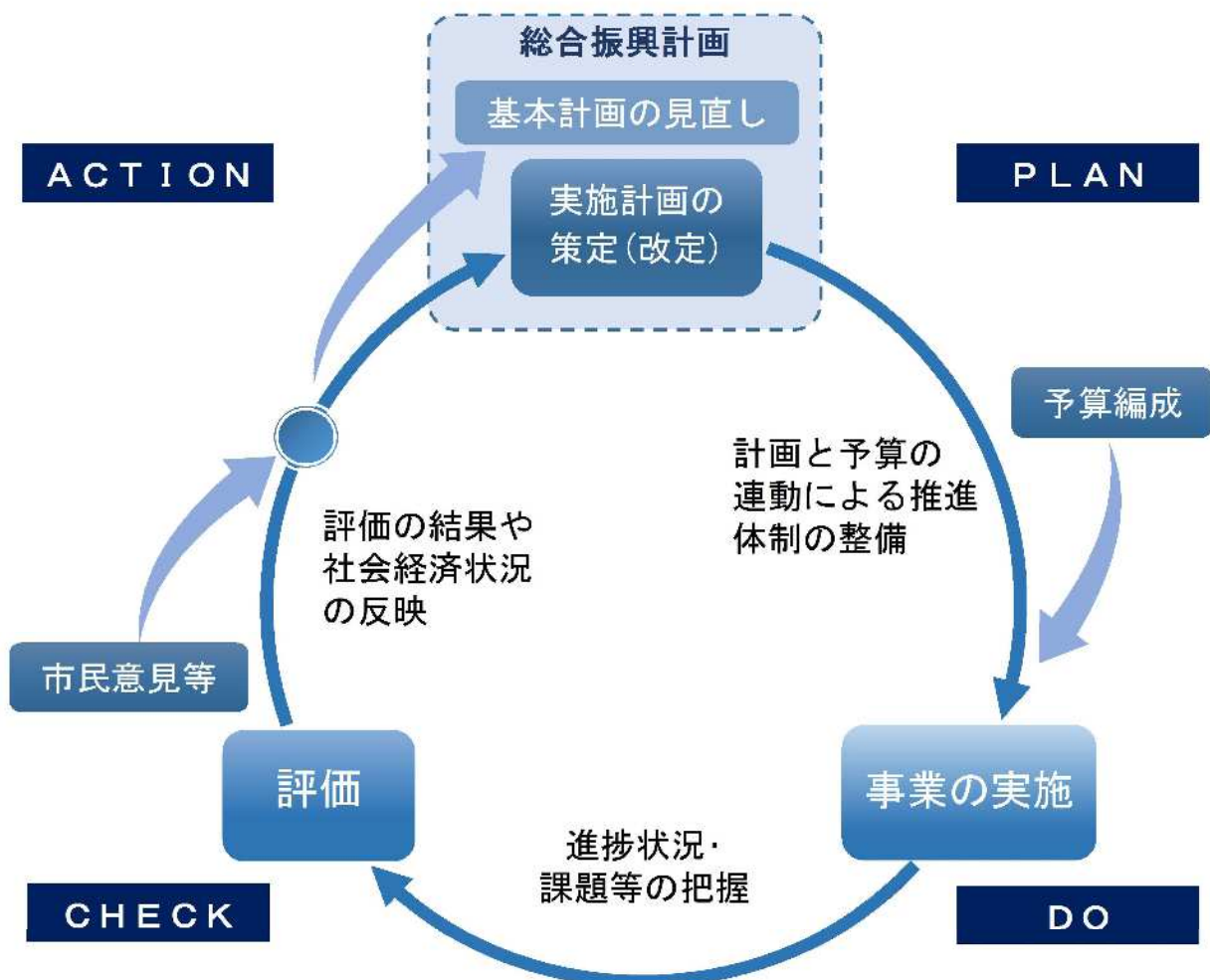
総合振興計画は、PDCAサイクル(Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 見直し・改善)に基づいて進行管理を行います。

PDCAサイクルにおけるPlan(計画)においては、計画と予算の連動による推進体制の整備を図ります。

Check(点検・評価)においては、市民意見等も踏まえながら、施策及び事業の進捗状況の検証や必要な課題の把握・分析をします。

Action(見直し・改善)においては、Check(点検・評価)を踏まえて、必要に応じて施策及び事業の見直し・改善や新たな企画立案を行います。また、社会経済の動向等を踏まえた改定を行います。

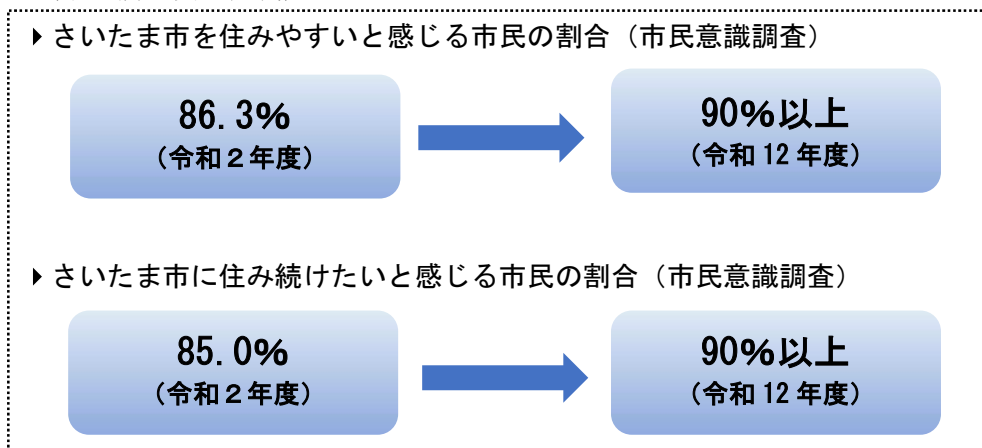
■ PDCAサイクルのイメージ



2 進行管理のための指標

総合振興計画の適切な進行管理を図るため、次の指標を設定しています。

- 総合指標 将来都市像の実現を包括的な視点で測るものとして設定する指標
(市民満足度を計測)



- 成果指標 各施策の達成度を測るものとして設定する指標
(一部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における重要業績評価指標 (KPI) を兼ねるものとして設定します。)
- 目標指標 各事業の達成度を測るものとして設定する指標

3 指標設定の考え方

- 総合指標は、将来都市像の実現を包括的な視点で測るものとして、「住み心地」及び「定住意向」に係る指標を掲げます。
- 成果指標は、施策の内容をできるだけ網羅する点検を念頭に、全てを定量指標^{※1}かつアウトカム指標^{※2}とし、市民の実感に基づく主観指標^{※3}や統計データ等を用いた客観指標^{※4}を設定します。
なお、成果指標の数値の増減は、市の事業実施による成果だけではなく、社会経済情勢の変化、国・県・事業者など関係者の取組の影響も受けるものです。
- 目標指標は、数値化が難しい場合を除き、定量指標を設定します。また、事業の質や成果を測ることができるアウトカム指標を主に設定します。成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合は、事業の活動量を示すアウトプット指標^{※5}を設定します。

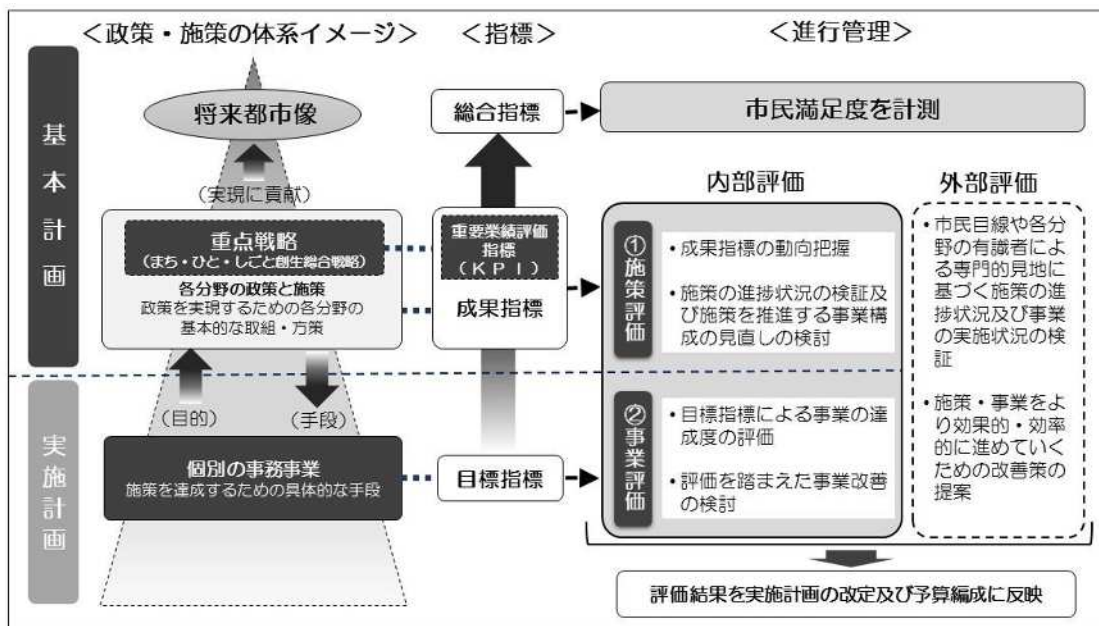
-
- ※1 定量指標…数値や数量など、定量的に表される指標のこと
 - ※2 アウトカム指標…行政活動の結果として、市民にもたらされた便益や実感など、どれだけの成果（効果・効用）がもたらされたかを表す指標のこと
 - ※3 主観指標…アンケートなど回答者の主観的意見を集約し、数値化した指標のこと
 - ※4 客観指標…観光客数や就業率など、誰が測定しても同様の結果が得られるような、客観的に測定できる指標のこと
 - ※5 アウトプット指標…経営資源（人材、財源等）を投入して、どのような活動を行ったのか、どのようなサービスを提供したのかなど、実施した活動量・事業量を表す指標のこと

第2章 進行管理の進め方

1 進行管理の全体概要

総合振興計画の計画体系及び各指標に基づき実施する計画の進行管理の全体概要については、次のとおりです。

■ 進行管理の全体概要



2 評価方法

(1) 内部評価

内部評価では、市組織内で実施する自己評価として、①施策評価と②事業評価を一体的に実施します。

① 施策評価

成果指標に対する最新値の把握及び施策の進捗状況を検証します。検証結果を踏まえ、必要に応じて施策を推進する事業の構成の見直し等を行います。

② 事業評価

目標指標による事業の達成度を評価するとともに、多面的な観点で事業の取組内容を検証します。さらに、検証結果を踏まえ、施策の実現につなげるための事業改善等を行います。

(2) 外部評価

外部評価では、市民目線や各分野の有識者による専門的見地に基づく施策の進捗状況及び事業の実施状況の検証を行い、改善策の提案を踏まえ、施策・事業を改善します。

3 計画の見直しと新たな実施計画の策定

実施計画は、P D C Aサイクルによる施策評価及び事業評価を毎年度行い、前年度の計画の進捗状況を把握し公表するとともに、社会経済の動向等を踏まえながら、実施計画の見直し・改定を行います。

また、基本計画の中間見直しに併せて、新たな実施計画を策定することとしています。

■総合振興計画の計画期間と進行管理のスケジュール

